

塩見まきこをサポートする会ニュース

Platform

Vol.2



Platform（プラットフォーム）は、何かを動かす「土台」のこと。
情報を提供することで議論のベースをつくり、政治や社会を動かす
きっかけになればと名付けました。

押し寄せる規制緩和、民営化の波。 議会の審査機能が問われている。

昨年末、国会で水道施設の認可権は残したまま運営権を民間事業者に委託することを可能にする水道法が改正されました。また学童保育の指導員の配置基準や資格について運営設置基準を緩和するとの閣議決定がなされました。

生命の源である水を守れなくなる、子どもたちの安全で豊かな放課後を保証できなくなる、という悲鳴が聞こえてきますが、これだけをもってただちに私たちの生活に影響が及ぶわけではありません。

水道運営権の民営化にあたってはPFI（社会資本の整備に民間資本や経営ノウハウを導入する）法に基づき議会の承認が必要です。学童保育の運営設置基準も条例改正の議決が必要です。

今、私たちに求められるのは、これらの議案が出てきたときに、それが市民生活に及ぼす影響や事業者本位の運営にならないかをきちんと審査し、懸念があるときには反対できる議員を議会に送ることです。議会が市長の追認機関では市民生活は守れません。

都市公園の施設設置運営に関する規制緩和

国の規制緩和に伴って生駒市の条例が改正された事例がすでにあります。都市公園法の改正に伴う生駒市都市公園条例と生駒山麓公園ふれあいセンター条例の一部改正です。

国は2017年6月、①都市部では保育所など社会福祉施設の用地確保が困難である。②自治体独自で公園の維持管理を行うことが困難である。という状況を解消しようと都市公園法の一部を改正しました。

（中面に続く）

都市公園法を改正したことで

①これまで自治体が国家戦略特区制度の認定を受けて公園への社会福祉施設の設置を可能にしていたが、自治体の判断で設置することが可能になりました。

②これまでたとえば公園内レストランなど、自治体が独自で公園施設を設置、管理することが困難であったり、民間事業者等が設置して管理したほうが公園機能が充実する場合は、公園管理者である自治体が許可して事業者等に設置管理させることはできましたが、その期間がこれまでの10年間から20年間まで延長できるようになり、建ぺい率も緩和され、民間事業者が参入しやすくなりました。

この法改正したいに特に問題はありません。しかし、それを「わがまちのその公園」に適用するときには、さまざまな角度から検討することが必要です。

生駒山麓公園の条例改正の問題点

法改正後、生駒市も「障がい者の多様な働き方を創出できる」として、さっそくふれあいセンター内のレストランを公園施設から障がい者就労支援施設とするための条例改正議案を議会に提出しましたが、レストランは指定管理者の「モンベル・あおはに共同体」の構成団体である社会福祉法人青葉仁会の占有スペースとするというものでした。



生駒山麓公園ふれあいセンター

この議案には次のようないくつかの問題がありました。

①都市部と異なり、生駒市はまちなかに福祉施設用地を確保できるので条例改正してまで公園内に設置しなければならない必然性はない。

②改正前都市公園法のもとで2014年に生駒山麓公園の指定管理者となった「モンベル・あおはに共同体」の一構成員というだけで、別団体である青葉仁会が新都市公園法のもと公募も経ずに占有できるのは、他事業所の参加の機会を奪っていて不公平である。

③条例改正せずとも140名分の障害福祉サービスを提供できると言って指定管理者の指定を受け、すでに自主事業でレストラン運営できているのに、条例改正しないと多様な働き方を創出できないというのは、当初計画が指定を受けるための「絵に描いた餅」だったということになる。

④公園施設というオープンスペースを福祉施設にして特定事業者に占有させるという基本的な政策の変更であるにもかかわらず、パブリックコメントをとることなく条例改正しようとしている。

共生社会はポーズだけ？

何よりも問題なのは、生駒市の障がい者に対する人権意識の希薄さです。生駒市が公園条例の改正にあたって奈良県との協議した文書を入手したところ、市から県に提出した「市内における適地の検討について」という資料【表1】には、障がい者就労施設の立地として、住宅地では合意形成が困難で、社会との交流を図れる機会も限定的。地元住民への考慮が不要な郊外の生駒山麓公園こそふさわしい、という市の考えが示されていました。

「第5期生駒市障がい者福祉計画」には「人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を築く」とうたいながら、一方で障がい者が地域で働くことは困難であると、平然と地域から排除することを認めるかのような行政文書を作成してしまう生駒市です。

(裏面に続く)

【表1】市内における適地の検討について

(生駒市が山麓公園に社会福祉施設を設置するにあたり奈良県に提出した文書の付属資料)

候補地	地元合意	就労環境	社会参加*	備考
市内の未利用の市有地	× 住宅地のため合意形成困難	× 業務の創出困難	× 交流を図れる機会は限定的	× まとまった面積の確保困難 × 財政的に新たな施設建設は困難
市内の未利用の民有地	× 市街地の場合、住宅地のため合意形成困難	× 業務の創出が困難	× 交流を図れる機会は限定的	× 多大な設備投資が必要
地区・近隣公園(地区3 近隣12公園)	○ 地区公園は考慮不要 近隣公園は住宅地のため合意形成困難	× 市街地、市街地隣接であり、環境がよくない × 就労内容が限定的	○ 来園者が少ないため交流はなし	× 都市公園法施行令の技術的基準のクリア困難(面積要件)
都市緑地	× 住宅地のため合意形成困難	× 開発帰属による法面のため就労できる施設がない。	○ 来園者がいないため交流は限定的	× 都市公園法施行令の技術的基準のクリア困難(面積要件)
生駒山麓公園 30.3ha	○ 郊外・考慮不要	○ 生駒山麓公園の良好な自然環境 ○ レストラン、宿泊他、施設が多数のため多様な就労が可能	○ 来園者との交流が期待、公園の活性化にも資する	—
生駒市総合公園	○ 郊外・考慮不要	○ 矢田丘陵の良好な(原文まま)	○ 主に来園者は運動	× 新たな施設の確保(原文まま)

*社会参加の項目は、障がい者就労の場として必ずしも必要でないが、本市では本項目も評価の1つとして判断。

しかし議会は、このような文書を行政に請求することもなく、全会一致で議案を通してしまいました。

かつては違法行為もしていた指定管理者

ふれあいセンターレストランは、2015年の改修工事で調理室の一部が食品加工場になって、指定管理者が都市公園法に抵触してピザやガパオなどの加工食品を公園外に出荷していたことが2016年、塩見の政務調査で明らかになりました。障がい者をこのような違法行為に加担させることは許されないことであり、塩見が議会で追及し、奈良県から生駒市に対して改善要請もあり、市長も「不適切」と認めた経緯があります。条例改正案は塩見の辞職後に議会に提出されましたが、たしかに「障がい者の多様な働き方を創出する」と言われて反対する者はいないでしょう。しかし、障がい者が地域で尊厳をもって働ける共生社会という人権の観点での質疑や議論が議会になかったことは残念です。

塩見まきこの目指す議会

政策議会で市民本位の市政を守ろう!

議会は、多様なバックボーンや考え方を持つ市民の代表で構成されます。だからこそたったひとりの視点でも、それを議論の場に提示し、討議しながら議会の意思とすることで、真に必要な政策を実行させる力になります。

しかし、今の生駒市議会は、ほとんどの議案において議員間討議ができておらず、少数意見が行政を動かすだけの力になっていません。議会として行政に情報をとりにいき、議論できるベースをつくる必要があります。

塩見まきこプロフィール: 1965年大阪生まれ。1972年生駒に移り住む。京都女子大学大学院文学研究科修了。会社員、学校図書館司書、非常勤講師を経て2007年4月生駒市議会議員初当選(～2017年5月)。社会福祉法人(障害者福祉施設)職員。龍谷大学犯罪学研究センター嘱託研究員。



発行・入会申し込み先: 塩見まきこをサポートする会 代表: 塩見牧子
〒630-0213 生駒市東生駒1-215-402
TEL & FAX: 0743-75-3403 携帯電話: 090-3057-7406
mail: shiomi753@yahoo.co.jp 公式 HP: www.shiominamakiko.com

